

## 認知症初期集中支援事業に係る高齢者等の個人情報の本人外収集について（概要）

### 1 事業の目的

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号及び地域支援事業実施要綱に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、関係者の支援や連携は不可欠であり、認知症の人又は認知症の疑いがある人に対する早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を集中的に行うことを目的とする。

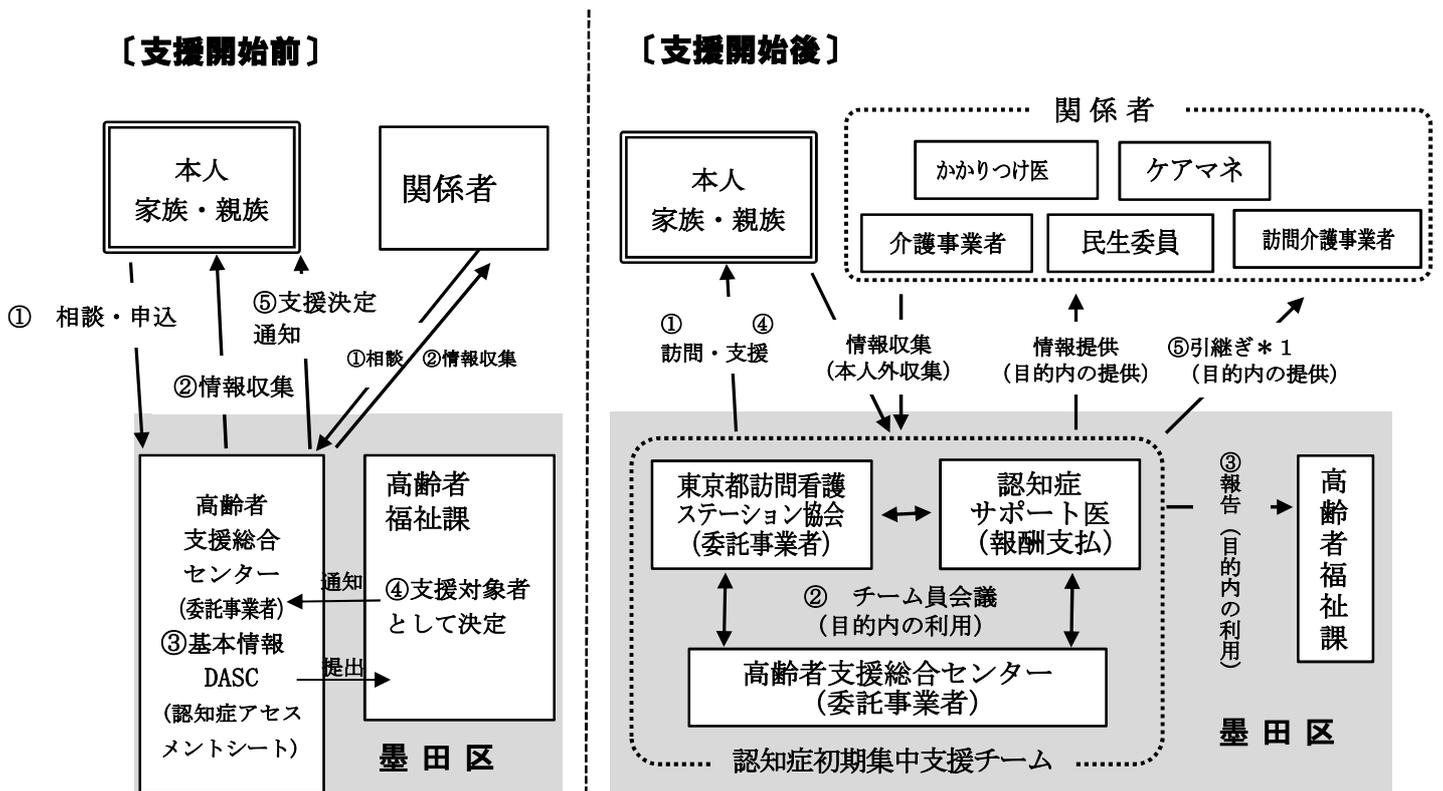
### 2 事業内容

認知症又は認知症の疑いがある高齢者や家族を対象に、複数の専門職からなる認知症初期集中支援チーム（以下「チーム」という。）が訪問（最長6か月）し、本人、家族への支援、認知症の進行に応じた助言、身体、生活環境等の改善及び介護、医療サービスその他社会資源利用の調整等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。また、チーム員会議において、支援方針や支援内容についてチーム員の中で協議し、適切な支援が行えるよう検討を行う。

チーム員は、以下により構成する。

- (1) 東京都訪問看護ステーション協会所属の訪問看護師（委託）
- (2) 高齢者支援総合センター職員（委託）
- (3) 墨田区医師会から推薦された専門医（依頼）

### 3 事業の概念図



\*1 6か月間のチームの支援期間終了後、適切なサービスにつなげ、支援を継続する。引継ぎの2か月後にサービスの利用状況等を評価し、モニタリングを行う。

## 4 諮問の趣旨

本事業については現在、本人の同意を得て実施しており、今後、チームが地域の関係者・団体等と連携しながら本事業を実施するに当たり、本人以外から本人に関する個人情報を収集することが想定されるため、本事業における本人外収集について、運営審議会の意見を聴き、適切な個人情報の取扱いを確保する。

## 5 本人外収集の内容

運営審議会諮問事項調書のとおり

## 6 個人情報の安全管理

- (1) 高齢者支援総合センターにおいては、地域包括支援センター支援システム（以下「支援システム」という。）により管理する。支援システムを使用する際には、パスワード管理等必要な体制をとり、離席時には支援システムを終了させるなど、個人情報の適正な管理に努めさせる。
- (2) 高齢者支援総合センター及び東京都訪問介護ステーション協会との委託契約の中で個人情報保護に関する事項について取り交わし、墨田区個人情報保護条例及び同条例施行規則の規定並びに個人情報の保護に関する法令等の遵守を求める。
- (3) チーム員である認知症サポート医については、刑法第134条第1項の規定に基づき、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、罰則規定が設けられている。

## 7 本人通知

高齢者支援総合センターの職員又は東京都訪問介護ステーション協会の看護師が、本人と面会した際に口頭で通知することを原則とするが、認知症若しくは意識不明瞭等本人の意思を確認できない場合又は通知することにより今後の本人への支援や関係者との信頼構築に支障を及ぼすおそれがある場合は通知しない。

### 【用語説明】

#### 認知症アセスメントシート（DASC）

##### Dementia Assessment Sheet in Community-based Integrated Care System

DASCは、支援前に行う認知症のスクリーニングツールとして科学的妥当性が証明されている。比較的短時間に「認知機能障害」と「生活機能障害」とを評価することが可能であり、確認項目が暮らしに密着した分かりやすい項目であることから、認知症のご本人や家族、認知症専門医等との「共通言語」として活用することが可能である。

国の初期集中支援チーム、都の認知症早期発見・早期診断推進事業において、21項目からなる「地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート（DASC-21）」を活用して事業を実施することが定められている。

※ スクリーニング：条件に合う方を選別すること。